

# 長崎県立佐世保工業高等学校 校則

## I. 風紀規定

下記の行為は禁止する

### [1] 法律等で禁止されている行為

- (1) 飲酒、喫煙（ベイプなど電子タバコ類も含む）、薬物の乱用。
- (2) 不健全な娯楽場（パチンコ、マージャン）への出入り。
- (3) 暴力、脅迫行為。
- (4) 凶器および銃刀の所持。

### [2] 校則で禁止されている行為

- (1) 無許可での免許取得及び自動車学校通学。
- (2) 登校後、許可なく校外へ出ること。
- (3) 不健全な雑誌等を校内へ持ち込むこと。
- (4) 携帯電話等を許可なく校内で使用すること。

### [3] 高校生の本分にもとる行為

- (1) 破廉恥行為。
- (2) 金銭貸借、物品の売買。
- (3) 許可なく出版、掲示、印刷物を配布、集金等すること。

## 2. 頭髪規定

- (1) 特異な髪型にしてはならない。
- (2) 前髪は目にかかるないこと。
- (3) 後ろ髪は肩の線にかかる場合は結ぶこと。
- (4) リボン、ヘアピン、ゴムは黒、紺、茶を基本とする。
- (5) 眉は短く、または細くしないこと。
- (6) 染色、脱色をしないこと。
- (7) 化粧はしないこと。
- (8) 装飾品は身につけないこと。
- (9) 生来のくせ毛、赤毛は入学時に担任を通して、所定の用紙で届出すること。  
※くせ毛などの矯正については申請により協議し、決定する。
- (10) 整髪料や香水等は使用しないこと。

## 3. 服装規定

[1] 制服は、本校指定のものとする。ベルトは必ず締め、ベルトの色は黒、紺、茶を基本とする。

[2] 制服は、生徒本人が気温や体調に合わせて着用できる。

[3] 制服は男女とも一切改造してはいけない。

[4] マフラー及びネックウォーマーについては、黒、紺、茶、グレー、白を基本とする。

登下校時にのみ使用できる。

[5] 靴・靴下

(1) 通学靴は黒、紺、白を基調とするローカットのものとする。

(2) 正課体育時のグランドシューズは本校指定のものとする。

(3) 体育館シューズは本校指定のものとする。

(4) 上履きは本校指定のものとする。

(5) 靴下は黒、紺、白などの単色とする。長さはくるぶしより上から膝下まで。

(6) 防寒のためストッキングやタイツ、レギンス等を着用してよい。

色については、黒、紺、ベージュとする。

[6] インナー、コート

(1) 男子の夏服のインナーについては、白、黒、紺、グレーの単色とする。

(2) セーター類は華美でない色で上着の外に出さないこと。

(3) 女子のセーターは本校指定のものとする。

(4) 防寒用に黒、紺、茶、グレー、白で無地のコート等を着用してよい。

ただしワンポイントまでとし、ベンチコートは不可とする。

[7] 通学時の荷物入れ

(1) 形状、色ともに自由とする。盗難・犯罪防止の観点からチャックや蓋のあるものとする。

## 4. 車両運転免許取得規定

[1] 運転免許を要する車両等の運転免許取得（普通自動車、自動二輪車については別に定める）および運転は原則として禁止する。

[2] 普通自動車、自動二輪車の運転免許を取得するための自動車学校通学（仮免、卒免を含む）については、正規の手続きを経た第3学年を許可する。

(1) 通学期間について

① 11月から第2学期期末考査時間割発表前日まで

② 第2学期期末考査最終日から学年末考査時間割発表前日まで

③学年末考査最終日から2月末日まで

(2) 自動車学校通学申込みは、保護者の同意を得て、学級担任を通して届け出て、許可を受けること。

(3) 制服について

①自動車学校通学期間は本校の制服を着用すること

(4) 次の生徒は自動車学校の通学を認めない。

①通学申請直前の考査の成績で欠点教科が4科目以上あるもの。

②追認考査を受験するもの。

イ) 以上の条件を満たした場合でも担任、及び学年の指導で認められないことがある。

ロ) いったん認められていても、次の考査の成績で欠点教科が4科目以上になると許可が取り消される。

③授業料を滞納しているもの。

(5) 免許取得について

大村の試験場での学科試験については、必要な書類は自動車学校で保管し、卒業式後に生徒本人が自動車学校まで受け取りに行く。(自動二輪の同時入校についても同じとする。)

### [3] その他

(1) 教習所への通学は原則として認めない。

(2) 無許可で入校及び免許を取得した場合は本校の指導を受けること。

①無許可で取得した免許は卒業まで学校で預かりとする。

## 5. 部室管理規定

[1] 部室使用時間は始業5分前(午前8時20分)まで、放課後、午後7時までを原則とする。

[2] 定期考査時間割発表より、テスト終了まで部室の使用を禁止する。

[3] 部室の整備、清掃は該当クラブにおいて管理する。

[4] 上記の許可時間外に部室の使用を希望する場合は、顧問を通じて体育科職員に申し出ること。

[5] 各部の鍵(キー)は毎日部顧問に預けておくこと(部員は持ってはいけない)。

[6] 生徒は原則として19時までに下校すること。

[7] 部室使用上の注意

(1) 部室に教材等(体育着、実習服、上履等も含む)を一切置いて下校してはならない。

衛生、美化上、毎週、室内外の清掃を実施すること。

(2) 部室内で不祥事があった場合は、その部の顧問で部員に対し、自主的に反省を促すこと。

(3) 上記の管理規定、注意事項を再度守らない部は、協議の上、部室の使用を禁止することがある。

## 6. 公共物の取り扱い規定

[1] 下足箱には上履き、靴類を入れ、教科書類を置かないこと。

## 7. 校外生活規定

[1] 外出の際の服装は制服の着用が望ましい。ただし、華美でない服装は認める。

[2] 下校後は直ちに帰宅することに努め、午後10時以後の夜間外出は禁止する。ただし、特別な理由の場合はこの限りでない。

[3] 保護者の許可なく外泊しないこと。

[4] 映画、演劇等の鑑賞は、不健全なものは避けること。

## 8. アルバイト

[1] 長期休暇中に申請をすればアルバイトをすることができる。ただし、学業や部活動を優先とし、それを守れない場合や、考查において欠点科目が4科目以上であることが分かった段階でアルバイトは辞退しなければならない。

[2] 通年のアルバイトについては、申請をすれば生徒指導部で審議したのち認めることがある。

[3] 3年生は学年末考查後に申請をすればアルバイトをすることができる。自動車学校との両立もできる。

## 9. 諸願届（生徒指導関係）

[1] アルバイト許可願

[2] 自動車学校通学許可願

[3] 異装願

附則 この規定は、令和8年2月12日より発効する。

令和8年2月12日 一部改訂